

令和7年6月18日

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス重要事項説明書

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 唐津福祉会
事業者の所在地	〒847-0041 唐津市千代田町2566番地11
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 渡邊 尚
設立年月日	平成19年6月1日
電話番号	0955-53-8822
FAX番号	0955-53-8833

2 利用施設

事業の名称	宝寿荘ホームヘルプサービス
施設の所在地	佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦797番地23
施設長名	太田 孝徳
サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業介護予防相当サービス
電話番号	0955-82-4845
FAX番号	0955-82-1495

3 事業所で併せて実施する事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	定員
訪問介護事業	平成27年4月1日	佐賀県 4170201406	
通所介護事業	平成27年4月1日	佐賀県 4170201406	25人
介護予防通所介護相当事業	平成29年4月1日	唐津市 4170201406	
短期入所生活介護事業	平成27年4月1日	佐賀県 4170201406	10人
居宅介護支援事業	平成27年4月1日	佐賀県 4170201406	
介護老人福祉施設事業	平成27年4月1日	佐賀県 4170201406	70人

4 営業日及び営業時間・利用の窓口

営業日	年中無休
サービス提供時間	24時間
利用申込窓口	宝寿荘ホームヘルプサービス 担当者 サービス提供責任者 小西 由美

5 事業の実施地域

事業の実施地域	唐津市・東松浦郡
---------	----------

6 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

(単位:人)

職 種	指定 基準
管理者（施設長）	1
サービス提供責任者	1
訪問介護員	2.5人以上

7 サービスの提供方法及び内容

訪問型サービスの提供	
訪問型サービスの提供に際しては、あらかじめ、唐津市地域包括支援センターが作成した介護予防居宅介護サービス計画書に沿ってサービスを提供します。	
訪問型サービスの内容	
身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排せつ介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など。
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など。

8 利用料

訪問型相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「唐津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合額を利用者から利用料として受けるものとし

す。ただし利用者の希望により、サービス提供時間を超えて提供を行った場合は「唐津市介護予防・日常生活支援総合事業要綱」上の額を、利用者から利用料として受け取るものとします。

※介護報酬の告示上の額は、別紙(利用料金表)のとおりです。

その他(法定外給付)の費用について

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、自動車を使用した場合に要する費用の実費を請求いたします。(離島にあっては船賃実費)
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する水道、ガス、電気等の費用	利用者の別途負担となります。
通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

9 具体的取扱方針

サービスの提供	・正当な理由なく指定訪問介護の提供の拒否はしません。 ・利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、訪問型サービスの目標を立て、その目標を達成するための具体的なサービス内容等の訪問型サービス計画を作成します。なお、必要に応じて訪問型サービス計画を変更することがあります。
受給資格証の確認	・訪問型サービスの提供を開始する際に、被保険者資格、要支援認定等の有無及び有効期間等の受給資格証の確認をさせていただきます。
唐津市地域包括支援センターとの連携	・訪問型サービスが円滑に提供できるよう、唐津市地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
保険給付の請求のための証明書の交付	・法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスに係る利用料(償還払い)を請求した場合は、提供した指定介護の内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書を交付します。

10 事故発生時の対応

事故発生時の対応

訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、唐津市高齢者支援課、当該利用者家族、唐津市地域包括支援センター等に連絡すると共に、必要な措置を行います。
事業者は、訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

緊急時の連絡先	特別養護老人ホーム宝寿荘 0955-82-4845
対応時間	午前8時30分から午後5時30分まで

11 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 太田 孝徳
虐待防止に関する担当者	サービス提供責任者 小西 由美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 訪問介護員等に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所訪問介護員等又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 守秘義務

訪問型サービスに従事する職員(職員であった者を含む)は、サービスを提供するうえで知り得た、利用者や家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

利用者の緊急の医療上の必要が有る場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の状況を提供できるものとします。

利用者に係る唐津市地域包括支援センター等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得たうえで、利用者や家族等の個人情報を用いることができるものとします。

13 個人情報及び家族情報の使用

個人情報保護規定	訪問型サービス利用時の個人情報等は唐津福祉会の定めた個人情報保護規定の通り取り扱いを行います。
個人情報使用の同意	訪問型サービスの利用にあたり医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の状況を提供できるものとします。訪問型サービスの適切なサービスを提供するにあたり関係機関にたいしては必要な個人情報を用いることができるものとします。

家族情報使用の同意	医療上・介護上、正当な理由がある場合には、医療及び介護の関係機関に必要な家族情報を用いることができるものとします。
-----------	---

14 サービス利用上の注意

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備・居室以外の清掃など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター職員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

15 サービス内容等に関する苦情処理の体制及び連絡先

・ 受理した苦情については下記の「苦情解決システムに関する要綱」ⅠからⅣに基づき、公正かつ円滑に解決するように努めます。

- Ⅰ 苦情処理台帳に記載後、速やかに事実確認を行う。
- Ⅱ 苦情処理方法を記載し、管理者決裁後、処遇処理について関係者との連携を行う。
- Ⅲ 苦情処理の具体的方法について利用者、家族に説明、確認後、迅速に処理を行う。
- Ⅳ 苦情処理についての成果等を台帳に記録する。

(1) 当施設における苦情の受付

宝寿荘ホームヘルプサービス 受付時間 8時30分～17時30分	担当者 サービス提供責任者 小西 由美 電話番号 0955-82-4845
------------------------------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

唐津市役所 健康づくり部 介護保険課 指定・指導係	所在地 唐津市西城内1番1号 電話番号 0955-53-8021
国民健康保険団体連合会	所在地 佐賀市呉服元町7番28号 電話番号 0952-26-1477

佐賀県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 佐賀市天神1丁目4番15号 電話番号 0952-23-2151
佐賀県 健康福祉部 長寿社会課	所在地 佐賀市城内1丁目1番59号 電話番号 0952-25-7054

- ・受理した苦情については、唐津福祉会苦情対応規程に基づき、公正かつ円滑に解決するように努めます。

16 サービスの第三者評価の実施状況について 実施していません。